

【住民基本台帳閲覧状況の公表】

情報通信技術の発展に伴い、個人情報保護への意識が高まり、もっと安全な住民基本台帳を整備するため、平成18年11月1日より住民基本台帳の閲覧制度が厳しくなり、閲覧者の氏名などを公表する法律が整備されました。

平成23年度に紀美野町で閲覧申請を受付、閲覧を許可したのは以下のとおりです。

① 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

閲覧者の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等の募集に伴う広報活動のため（根拠法令：自衛隊法第29条1項、同第35条）	平成24年3月2日	平成6年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた男女

② 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
社団法人 中央調査社（代表者：中田正博）	住民の日ごろの生活実感や生活満足度、生活環境やエネルギーに対する意識などを継続的に調査して、住民の価値観やニーズとそその変化を探ることを目的とする。	平成23年7月27日	福田地区の20歳以上の男女